

＜対象事件＞ 高齢者福祉事業に関する財務事務の執行について

＜選定理由＞ 我が国は、2011年から人口減少社会に移行するとともに、75歳以上の高齢者が急増し、超高齢社会に突入している。国立社会保障・人口問題研究所の発表によれば全国の75歳以上人口の比率は2015年で12.8%であったが、2025年には17.8%にまで上昇するものと推計されている（人口ベースでは2025年の75歳以上人口は2015年と比較して1.34倍となると推計されている）。(出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018年）推計）」)一方、愛知県の75歳以上人口の比率は、2015年で10.8%であったが、2025年には15.7%にまで上昇するものと推計されている（人口ベースでは、2025年の75歳以上の人口は2015年と比較して1.45倍となると推計されている）。これは、愛知県においても、高齢化が着実に進行することを示すものであり、また、75歳以上の人口は、全国を上回るペースで増加することが推計されていることから、愛知県にはこうした超高齢社会に対応した施策展開が求められている。このような中、愛知県は「あいち健康福祉ビジョン」において、高齢者福祉を含む健康福祉全般の方向性を示し、個別計画である「愛知県高齢者健康福祉計画」において、高齢者福祉施策の具体的な取組を示している。高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる社会を実現するために、愛知県が果たすべき役割は今後ますます重要となってくることから、高齢者福祉事業が経済的、効率的、効果的に実施されているかどうかを監査することは県民にとって有意義であると考え、監査のテーマとして選定した。

＜指摘・意見＞ ※ 今回の監査では、法令や規則等に違反している、あるいは著しく不当であり、是正措置が必要と考えられる【指摘】に該当する事項は検出されなかった。報告書では、法令や規則等に違反していないが、自治体運営の有効性・効率性・経済性を踏まえた結果、是正措置の検討が望まれる事項を【意見】(29件)とし、本紙ではそのうち主な意見について記載した。なお、文末の括弧内の数字は報告書の該当ページを指す。

【低所得者利用者負担軽減への協力促進について】

○ 低所得者の方でも介護を受けられるように負担の軽減を図るべく、市町村を通じて事業所への働きかけを行っており、実施事業所数は約8割とかなり高い率とはなっている。しかしながら、全事業所に協力してもらえる状況までは至っていない。低所得者利用者負担軽減の実施事業所であるか否かは、介護サービス情報公表システムで公表されているものの、専門的知識がない方が理解するのは容易ではない。そのため、低所得者利用者負担軽減制度を利用者の方に認知してもらうと共に、介護支援専門員に対しても周知することにより、利用者が介護事業所を選定する際に当該情報が有効に活用され、協力している事業所が利用者から選択されやすくなることで、協力してもらえる事業所を増やすような取組が望まれる。(34ページ参照)

【介護サービス情報の公表について】

○ 介護サービス情報を公表していない事業所(32事業所が該当)が存在しているが、介護サービス情報公表システムで事業所名の公表が行われていない。当初の報告期限において報告の無かった事業所への対応として、県は再三に渡る郵便、FAXでの督促や市町村に対する周知徹底の呼び掛けを行っている。それでも報告が無い場合には、実地指導により、全ての事業所から報告をもらえるように努めている。また、情報を公表していない事業所の中には、県が発送した郵便物が宛先不明で返送されてくる等、事業を廃止した可能性のある事業所も存在している。事業を廃止した事業所は介護保険法に基づき、廃止した旨を都道府県知事に届け出る必要があるが、介護サービス事業所は6年ごとに指定(許可)の更新を受ける必要があり、その時点で事業所から外れることになるため、費用対効果の観点から廃止事業所の積極的な調査は行われていない。介護サービスに関する情報を県に報告するのは介護サービスを行う事業所の義務であるため、監督者の責務として、義務不履行の事業所の情報は公表することが望ましい。(39ページ参照)

【調査結果の分析について】

○ 介護サービスに関する情報の公表について、都道府県知事は、事業所から報告された内容を公表することになるが、必要に応じてその内容を調査することができるとされており、県は事業所から手数料を徴収したうえで、指定調査機関に業務委託している。調査機関からは、調査終了後に事業所ごとに報告をもらっている。また、各調査機関とは毎月、会議を行っており、調査状況については、共有が図られている。指定調査機関からの報告によれば、事業所間で修正数(事業所が県に報告した情報のうち、調査機関が誤りと認定し、介護サービス情報公表システム上の情報を修正した数)にかなりのばらつきがあるが、その要因については分析が行われていない。修正数が多いと調査時間を要すると共に、調査機関側でも誤りを見落とす可能性が高まり、効率的ではないと考えられる。調査機関の手間を減らし、調査時間の削減を図ることで、事業予算の削減に繋げることができる可能性もある。調査結果の分析及び周知に取り組んでいただくことが望ましい。(43ページ参照)

【老人クラブの加入率の減少について】

○ 高齢者地域福祉推進事業において老人クラブ等に運営費等の助成を行っている。老人クラブは、地域に根差した活動を通じて高齢者の生きがいや健康づくりに寄与しており、加入者にとっては老後の生活に欠かせない組織となっている。近年、老後の生活環境が多様化してきている影響もあり、老人クラブの加入率が減少している。老人クラブへの加入率が減少すると、特定の高齢者だけへの助成となってしまいかねない。県はこれについて、市町村ごとの活動事例を記載した資料を作成して配布し、他の市町村の取組にも活かしてもらおうという取組を行っており、加入率の増加に繋げようとしている。しかし、取組事例集の配布だけで加入率の増加に繋がることは想定しにくい。そのため、事例集を配布した後は市町村任せとなってしまわないように、引き続き、県としての指導的機能の発揮、情報共有に取り組むとともに抜本的な解決策を模索していただくことを期待したい。(55ページ参照)

【高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の委託契約について】

○ 県は、シルバーカレッジ運営事業や長寿フェア開催事業などの事業をまとめて「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」として、県社会福祉協議会に委託している。2018年度には、この委託事業に余剰金が発生する見込みとなったため、県社会福祉協

議会が県に変更契約の申請を行い、この申請に基づき県と県社会福祉協議会は委託料を減額する変更契約を締結している。県社会福祉協議会からの変更契約の申請では、委託事業に含まれる5つの事業区分により収支を見込んだ上で、5つの事業に要する県からの委託料額が明示されている。一方、県社会福祉協議会から提出された事業の完了報告には、委託事業の収支計算書及び資金収支内訳(見込)書が添付されているが、この報告書では、変更契約の申請で示された5つの事業毎の収支は明示されていない。なお、県社会福祉協議会が団体として作成している資金収支計算書では、変更契約の申請とは異なる4つの事業区分による収支管理はされているものの変更契約の申請で明示した5つの事業区分による収支管理は行われておらず、県はこの資金収支計算書の内容は把握していなかった。変更契約時には、事業毎の収支見込みが提出されており、また、県の予算積算も事業毎の積上げによるこのことであるため、県は5つの事業毎の収支を把握できる完了報告を提出させた上で、委託料が適正に経理されたことを確認することが望まれる。(70ページ参照)

【介護福祉士等修学資金等貸付事業の債権管理状況について】

○ 県は、福祉・介護人材の確保を図るため、県社会福祉協議会が実施する介護福祉士等修学資金等貸付事業に対し原資補助を行っている。この貸付金について、県社会福祉協議会には債権管理のマニュアルや基準がなく、各担当者の判断で返還滞納者に対する督促を行っており、また、県社会福祉協議会がどういった手段や頻度で督促を行っているのかについて、県は把握をしていなかった。債権管理については、各担当者の判断により行うと、他の担当者とのバラツキが生じてしまい、督促の効果について、組織全体としての水準が一定しない恐れがあり、督促の効率性も悪くなることが懸念される。返還滞納者の督促については、一定のマニュアルや債権管理基準に従うことで、債権管理業務の有効性と効率性の確保が可能となる。県は県社会福祉協議会に対しマニュアル及び債権管理基準の作成を含め、債権管理方法について助言・支援を行っていくことが望ましい。(90ページ参照)

【認知症介護実践者等養成事業における研修受講者数の低下傾向について】

○ 認知症介護基礎研修について、2016年度から2018年度にかけて研修受講定員に対する研修受講者の割合が低下している。開催場所、開催日などの参加しやすさを考慮するなど、その原因を分析し、より受講者を増やすための方策を検討することが望ましい。(108ページ参照)

【その他】

○ 愛知県介護給付適正化計画有識者会議委員の選定プロセスについて

愛知県介護給付適正化計画の策定及び推進に関して、有識者から専門的な助言を求めるため、愛知県介護給付適正化計画有識者会議を開催している。会議は、『愛知県介護給付適正化計画有識者会議開催要綱』に基づき運営されているが、当該要綱には委員の要件や選定プロセス等は定められておらず、どのようなプロセスを経て各委員が選定されたのかが、明確となっていない。委員の就任期間は3年であり、再任は妨げないと規定されているが現在の委員のうち、2名の就任期間が長期化している。あまり長期化すると属人的となり、後任者の選定も難しくなることから、どのようなプロセスを経て各委員が選定されたかを明確にすることで、そのようなリスクは避けることができるため、委員としての選定過程を明確化することが望ましい。(84ページ参照)

○ 指導監査方法の見直しについて

県が実施している指導監査について、監査対象である社会福祉施設を例にとると2014年度 560施設が対象であったのに対し、2018年度 622施設が対象となっている。これに対して、指導監査を実施する福祉局福祉部福祉総務課監査指導室法人監査グループの人員数は2014年度から変化はない。このことから、指導監査にあたる担当者一人当たりの時間数が増加傾向にあり、担当者の負担が増加している。厚生労働省の指導監査実施要綱においても、最大で5年に1回の周期で一般指導監査を実施することが可能である法人に対して、県は3年に1回の指導監査を実施していることから、指導監査の頻度を見直すことが考えられる。リスクを鑑みて、一般指導監査の頻度を減少させることができる法人については、積極的に頻度を見直し、1年間に実地調査を行う法人数を適切に調整することが望ましい。(114ページ参照)